

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	松本 和晃（まつもと かずあき）
○学位の種類	博士（工学）
○授与番号	甲 第 925 号
○授与年月日	2013 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	人の属性および行動の特性に由来する環境配慮行動規定因の差異に関する研究
○審査委員	（主査） 神子 直之（立命館大学理工学部教授） 天野 耕二（立命館大学理工学部教授） 橋本 征二（立命館大学理工学部教授） 島田 幸司（立命館大学経済学部教授）

<論文の内容の要旨>

持続可能な社会の構築が喫緊の課題とされている昨今、人々のライフスタイルを環境負荷の少ないものにシフトさせていくことが求められている。人々の環境配慮行動を効果的・効率的に促進するためには、環境配慮行動を規定する要因を明らかにすることが有用であると考えられる。本研究では、環境配慮行動規定因の水準および要因連関に、行動の特性や行動実施者の属性によってどのような違いがあるかを明らかにすること、および環境配慮行動を促進するための効果的な取り組みについて検討することを目的とした。

第 2 章においては、環境配慮行動の 2 段階モデルや関連する先行研究のレビューを行った。第 3 章においては小学生を対象として水に関する環境配慮行動を、第 4 章においては幼稚園・保育園の職員と保護者、第 5 章においては大学生・大学院生、第 6 章においては環境ボランティア、それぞれを対象として様々な環境配慮行動を、アンケート調査に基づきその水準、および要因連関を調べた。それらの結果を第 7 章においてまとめることに加え再解析を行い、環境配慮行動実施度を人の属性として規定因との要因連関を比較した。さらに、環境配慮行動の特性を踏まえた行動促進手法について考察を行った。第 8 章においては、結論を述べた。

特に重要な成果としては、行動実施度と、行動実施度に対する社会規範評価の要因連関の強さとの関係が、行動実施度が中程度の環境配慮行動において最大になることが明らかになった。また、社会規範評価を高める行動促進手法の有効性が一部の行動において明ら

かにされ、今後のますますの適用が望まれると考えられた。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、様々な対象者に対する環境意識および環境配慮行動に関してアンケートを行って統計の手法を用いて解析し、環境配慮行動の種類によってどのようにその行動がなされるに至っているかを論じたものである。

第2章においては、環境配慮行動を促進する取り組みや先行研究、統計解析の手法について十分なレビューを行っている。

第3章から第6章までは、本論文の中核となるアンケート調査とその解析である。調査の対象としては、小学生、幼稚園・保育園の職員と保護者、大学生・大学院生、環境ボランティアである。それぞれの集団において、環境に対する態度や環境配慮行動実施の水準がどのようなものであるかを調べた。さらに、様々な環境配慮行動をその特性で分類し、何がその環境配慮行動を行う規定因として重要であるのか、要因連関を調べた。その結果、環境にやさしい態度があるからといって環境配慮行動に必ずしもつながらないこと、費用便益評価と社会規範評価が環境配慮行動に影響していることが明らかとなった。

また、第7章において論じられた、行動実施度を人の属性の一つと考えた場合に、社会規範評価が、実施度の高いあるいは低い環境配慮行動の規定因として影響が小さいという結果は、働きかける対象や行動の種類によって行動促進策の有効性が異なることを示し、社会的に重要な知見である。また、労力的便益費用の大きい環境配慮行動に関しては目標意図以外の各規定因の水準が低くなるため、行動の手間を削減する仕組みの構築が有用であることを明らかにした。

以上を総合し、本論文の成果が博士論文として妥当であると判断した。

本論文の審査に関して、2013年8月5日(月)15時00分～16時25分イーストウイング3階環境都市系第2演習室において公聴会を開催し、学位申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者松本和晃に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、調査・解析の限界、結果の有効性などに関する質問がなされたが、いずれの質問に対しても学位申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士の学位に値する論文であると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の主査は、学位申請者と本学大学院理工学研究科総合理工学専攻博士課程後期課程在学期間中に、研究指導を通じ、日常的に研究討論を行ってきた。また、本論文提出後、主査および副査はそれぞれの立場から論文の内容について評価を行った。

学位申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、論文内容および公聴会での質疑応答を通して、学位申請者が十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有していると確認した。

以上の諸点を総合し、学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（工学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。